事業者の方へ

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞賃金引上げ枠について

１．補助事業の目的

　小規模事業者持続化補助金において、賃金引上げを意欲的に実施する小規模事業者を対象とした「賃金引上げ枠」を創設し、**優先的な採択**を行うことで、地域の雇用や産業を支える小規模事業者の販路開拓と併せて賃金引上げが着実に実施されるよう支援することを目的とする。

２．賃金引き上げ枠の補助対象者

給与支給総額増加または事業場内最低賃金引上げについて、従業員に表明している小規模事業者等

**（必要書類については、裏面を御覧ください。）**

３．事業概要

①公募期間：現在公募中

　　　　　　　第７回受付締切：２０２２年２月４日（金）【郵送：当日消印有効】

　　　　　　　※第８回以降の受付締切については、今後改めてご案内します。

②補助率：２／３

③補助上限額：５０万円

④補助対象事業：商工会・商工会議所の支援を受けて作成した経営計画・補助事業計画に基づく販路開拓（生産性向上）の取り組み

⑤補助対象経費：機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、

雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

４．注意事項

* 補助事業終了１年後に「事業効果及び賃金引上げ等状況報告」及び賃金引上げに係る賃金台帳等の証拠書類の提出が必ず必要です。

提出がない場合は、**補助金全額返還となります**。

* 補助事業終了から１年後において、「給与支給総額増加」又は「事業場内最低賃金引上げ」が実施できていない場合は、**原則補助金全額返還**となります。

５．問合せ先

　●商工会地区で事業を営まれている方

　　お近くの商工会、もしくは商工会地区地方事務局（※）

　　※商工会地区ホームページを参照ください<https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/>

　●商工会議所地区で事業を営まれている方

　　お近くの商工会議所、もしくは日本商工会議所　小規模事業者持続化補助金事務局

　　電話：０３－６７４７－４６０２

（受付時間：９：３０～１２：００、１３：００～１７：３０、土日祝日除く）

６．申請書類チェック表（賃金引上げ枠の申請書類を準備する際にご活用ください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類（単独申請） | 提出書類（共同申請） | 確認欄 |
| ① | 申請書（様式１－１） | 申請書（様式１－２）および別紙「複数事業者による共同申請／共同申請者一覧」 |  |
| ② | 経営計画書兼補助事業計画書（様式２－１） | 経営計画書　（様式２－２） |  |
| ③ | 補助事業計画書（様式３－１） | 補助事業計画書（様式３－２） |  |
| ④ | **【共通様式】**事業支援計画書（様式４） |  |
| ⑤ | **【共通様式】**補助金交付申請書（様式５） |  |
| ⑥ | **【共通】**電子媒体（CD-R・USBメモリ等） |  |
| ⑦ | **【法人の場合】**貸借対照表および損益計算書（直近１期分） |  |
| 株主名簿 |  |
| **【個人事業主の場合】**税務署受付印がある直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書（１・２面）若しくは所得税青色申告決算書（１～４面）】または税務署収受員のある開業届 |  |
| **【特定非営利活動法人の場合】**貸借対照表および活動計算書（直近１期分） |  |
| 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 |  |
| 法人税確定申告書（表紙（受付印のある用紙）および別表４（所得の簡易計算））（直近１期分） |  |
| ⑧ | 給与支給総額増加または事業場内最低賃金引上げについて、従業員に表明した文書 |  |
| ⑨ | 賃金引上げ枠申請に係る誓約書 |  |
| ⑩ | 現在支給している賃金が分かる賃金台帳等の写し |  |
| ⑪ | 【任意】「給与支給総額増加」で、「被用者保険の任意適用を受けている」として増加させる計画の事業者は、「任意特定適用事業所該当通知書」の写し |  |

※共同申請の場合は、参画事業者全員が賃金引上げについて、表明している必要があります。